

# いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



# 『遊園地』

常設のアトラクションで遊べるおでかけ施設





- ①『専属の係員』を必要とする『常設のアトラクション』が
- ②『3つ』以上ある施設

➡に該当する施設が『遊園地』ジャンル



『アトラクション』とは、以下のいずれかが当てはまる『遊ぶための施設・設備』のことを指します。

- ①利用者が『乗り物に乗って楽しめる』
- ②利用者自身が『用意されているルートを移動・散策しながら楽しめる』
- ③利用者が『特別な器具を装着して体験を楽しめる』
- ④利用者が『映像や音楽を楽しめる』※1

※1 特定の日、特定の時間のみで開催される『ステージ上のダンス・演劇などを観覧する』催し、  
『演者が園内を移動しながら行うパレードなどを観覧する』催しは『ショー』と定義し、『ア  
トラクション』には入りません。

上記4項目に該当しない場合においても、『いこーよ』運営側でアトラクションと判断する事もあります。



## ①『専属の係員』を必要とする『常設のアトラクション』が

- ➡ 『専属の係員を必要とする』とは、アトラクションを利用するのに常設の係員が『必ず説明する』もしくは『操作制御する』アトラクションのことを指します。
- ➡ 監視員（警備員も含む）、『販売員』としてスタッフがいる場合は当てはまりません。
- ➡ 『常設のアトラクション』とは、そのアトラクションを運営するために設備が常に設置されて、移動不可のアトラクションを指します。
- ➡ コインを入れて動くバッテリー式の乗り物、移動可能なミニSL、簡易的な設備で運営出来る縁日体験（射的・くじ引き・輪投げなどは除く）などは当てはまりません。



## ②『3つ』以上ある施設

- ➡ 1つのアトラクションで複数の遊びが出来る場合でも、アトラクションの数としては1つとみなします。物理的に分かれているアトラクションが3つ以上あることが必要です。

### 1つとみなすアトラクションの例

- ➡ 巨大迷路の途中・最後にジップラインがある施設
- ➡ アスレチック要素のあるお化け屋敷



## 補足)アトラクションとして認められるもの

### ①利用者が『乗り物に乗る』アトラクションの例

➡ ジェットコースター

➡ 観覧車

➡ 回転ブランコ

➡ コーヒーカップ

➡ ゴーカー



## ②利用者自身が『用意されているルートを移動して楽しむ』アトラクションの例

➡ 館内を歩くお化け屋敷

➡ 巨大迷路

## ③利用者が『特別な器具を装着して体験する』アトラクションの例





➡ バンジージャンプ

➡ ジップラインなど





## アトラクションとして認められない例

- ➡ 常設のイベント広場で行われる「ヒーローショー」 
- ➡ 監視員がいるが、イベント時のみに運営される「エアドーム」 
- ➡ スタンプラリー 
- ➡ 脱出ゲーム 
- ➡ 射的ゲームなどの縁日の遊び 